

呉市生活支援・介護予防サービス体制整備推進協議体設置要綱

(目的)

第1条 介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の45第2項第5号及び地域支援事業実施要綱（平成18年6月9日老発第0609001号）別記3の2及び社会福祉法（昭和26年法律第45号）第106条の4第2項第3号口に規定する生活支援体制整備事業を実施するに当たり、地域の多様な事業主体と連携し、資源開発等を推進するため、定期的な情報の共有及び強化の場とすることを目的として、呉市生活支援・介護予防サービス体制整備推進協議体（以下「協議体」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議体は、市全域に関する次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 生活支援サービス及び介護予防サービスの体制整備について情報共有、連携強化等を行うこと。
 - (2) その他生活支援サービス及び介護予防サービスに関し必要な事項
- (組織)

第3条 協議体は、委員25人以内で組織し、次に掲げる者のうちから呉市地域ケア推進会議議長（以下「議長」という。）が指名する。

- (1) 学識経験者
- (2) 特定非営利活動法人、社会福祉法人、社会福祉協議会、地縁組織、協同組合、ボランティア団体、シルバー人材センター、老人クラブその他地域福祉活動を推進する団体の関係者
- (3) 介護サービス及び生活支援・介護予防サービスを提供する事業主体の関係者
- (4) 地域包括支援センターの職員
- (5) 呉市生活支援サービス体制整備事業の受託法人に所属する生活支援コーディネーター
- (6) 前各号に掲げる者のほか、議長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は定めがないものとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 協議体に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、議長が委員のうち呉市地域ケア推進会議の委員を兼ねる者から指名し、副委員長は、委員長が委員のうちから指名する。
- 3 委員長は、協議体を代表し、会務を掌理する。また、委員長は、協議体における審議の状況及び結果を呉市地域ケア推進会議に報告するものとする。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議体の会議は、委員長が必要に応じて招集し、主宰する。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、協議体の会議に当該協議体の委員以外

の者の出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

(守秘義務)

第7条 委員及び会議に出席した者は、正当な理由なく、会議の内容その他職務上知り得た個人に関する情報を漏らしてはならない。また、委員を退いた後も同様とする。

(事務局)

第8条 協議体の庶務は、福祉保健部高齢者支援課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議体の運営等に関し必要な事項は、委員長が協議体に諮って定める。

付 則

(実施期日)

1 この要綱は、平成28年3月22日から実施する。

(経過措置)

2 この要綱の実施後最初に行われる協議体の会議については、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

改 正 平成28年6月3日

改 正 平成29年8月1日

改 正 平成31年4月1日

改 正 令和2年4月1日

改 正 令和3年12月10日

改 正 令和4年4月1日